

青少年教育施設

職員数

区分	計	少年自然の家	青年の家 (宿泊型)	青年の家 (非宿泊型)	児童文化 センター	その他
昭和50年	2,449	420	998	445	194	392
53	2,743	619	999	457	200	468
56	4,025	956	1,084	850	237	898
59	3,992	1,143	1,086	712	246	805
62	3,743	1,233	1,023	503	179	805
	(1,129)	(193)	(318)	(220)	(58)	(340)
平成 2	3,963	1,351	1,018	504	275	815
	(1,334)	(234)	(332)	(269)	(115)	(384)
5	4,155	1,429	1,008	500	270	948
	(1,436)	(285)	(343)	(258)	(118)	(432)
8	4,051	1,302	1,031	515	296	907
	(1,518)	(284)	(254)	(255)	(139)	(586)

(注)1 国立の青年の家、少年自然の家及び私立の施設は含まれていない。

2 専任職員である。なお、()内の数は兼任職員で別掲である。